重要事項説明書

事業者　株式会社 IXAS

事業所　居宅介護支援事業所　りぽっけ

電話　052-784-8188

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 法人の概要

法人名	株式会社 IXAS
所在地	愛知県名古屋市中村区沖田町 140 番地
代表者	伊藤　文夫

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所　りぽっけ
所在地	愛知県名古屋市千種区今池 5 丁目 5-18　野田ハイツ 406
管理者	若濵　了吉
介護保険事業所番号	２３７０１０３２９９
サービスを提供する 実施地域	名古屋市千種区 名古屋市東区

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者兼介護支援専門員	1 名（常勤兼務）		事業所管理運営及び 居宅介護支援業務
介護支援専門員	２名		居宅介護支援業務

(3) 営業時間

月～金曜日　午前 9 時から午後 6 時まで

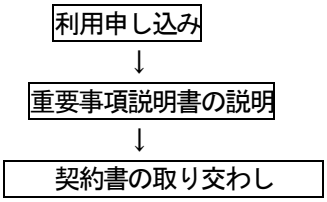
（土曜・日曜・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日は休業）

電話等により、24 時間連絡可能な体制とする

3. 事業所の目的と運営方針

事業の目的	要介護者（要支援者）及び介護者等の在宅介護に関する相談等に応じると共に、利用者の選択に基づき適切な保健、医療サービスや福祉サービスが多様な事業所から総合的に受けられるよう、サービス提供機関等との連絡調整を行います。
運営方針	事業者は利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき関係する市町村や事業者、地域の保健、医療福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため適切なサービス提供に努めます。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ



【居宅サービス計画の流れ】

① 居宅サービス計画の作成にあたり、指定居宅サービス事業者は介護支援専門員に居宅サービス計画書の作成に関する業務を担当させます。
② サービス内容、利用料等の情報を公正中立な立場で適正に契約者又はその家族等に対して提供し契約者にサービスの選択を求めます。
③ 介護支援専門員は契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービスの原案を作成します。
④ 介護支援専門員は前項で作成した居宅サービス計画書の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約書の同意を得たうえで決定するものとします。

【居宅サービス計画作成後の便宜の供与】

① ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
③ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

【居宅サービス計画の変更】

① 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

【介護保険施設への紹介】

① 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

5. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、１ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

（居宅介護支援利用料）

要介護１・２　１０８６単位　　要介護３・４・５　１４１１単位

*名古屋市は地域区分３級地となるため、上記に１１．０５円を乗じた額となります。

(2) 交通費　　前記 2 の（1）のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料　　契約者様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

(4) 各種加算について

① 初回加算　　３００単位/月

*新規に居宅サービス計画を策定した場合

*要介護状態区分が 2 段階以上変更になった場合

*予防介護支援も同様とする

② 入院時情報連携加算

*入院時情報連携加算（Ⅰ）　２５０単位/月　入院当日に情報提供

*入院時情報連携加算（Ⅱ）　２００単位/月　入院後２日以内に情報提供

③ 退院・退所加算

	カンファレンス参加　無	カンファレンス参加　有
連携　１　回	４５０単位	６００単位
連携　２　回	６００単位	７５０単位
連携　３　回	×	９００単位

医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定

＊入院又は入所期間中につき１回を限度。また、初回加算との同時算定不可

④ 緊急時等居宅カンファレンス加算　　２００単位/回

医師又は看護師と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い　必要なサービス調整を行った場合に算定

⑤ 通院時情報連携加算　　50 単位

利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に、介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

⑥ ターミナルケアマネジメント加算　　４００単位/月

ターミナル期に通常よりも頻回に訪問し、その状況を主治医や居宅サービス事業者に提供した場合に算定

⑦ 特定事業所加算Ⅲ　　３２３単位/月

・常勤専従の主任介護支援専門員を１名以上配置していること

・常勤かつ専従の介護支援専門員を２名以上配置していること

・利用者の情報やサービス提供上の留意事項などの伝達を目的とした会議を概ね週に１回以上、定期的に開催していること。

・２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応できる体制を確

保していること
・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること
・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、対応できること
・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会・研修会等に参加していること
・特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
・介護支援専門員１人当たりの利用者の平均件数が４５件未満（居宅介護支援Ⅱを算定している場合 は５０名未満）であること
・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること
・他法人が運営する居宅介護支援事業所と、共同で事例検討会、研修等を実施していること
・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が 包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

６． サービス利用に関する留意事項

⑴ サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に担当の介護支援専門員を決定します。

⑵ 介護支援専門員の交替

① 事業者からの都合により介護支援専門員を交替することがあります。
介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② 利用者からの交替申し出
選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることが出来ます、但し利用者からの特定の介護支援専員の指名は出来ません。

⑶ サービス利用をやめる時（契約の終了について）

契約の有効期間は契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが契約期間満了の７日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。
契約期間中は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮に以下のような事由に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

① ご利用者が死亡した場合
② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
③ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
④ 事業者が解散又は破産した場合、やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下にて説明)
⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下にて説明）

＊ご利用者からの解約、契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することが出来ます。その場合には契

約終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください
但し、以下の場合には即時に契約を解約、解除することが出来ます。
*事業者が作成した居宅サービス計画に同意出来ない場合
*事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
*事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
*事業者もしくは介護支援専門員が故意または過失によりご利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合

＊事業者からの契約解除の申し出
以下の事項に該当する場合には本契約を解除させていただくことがあります。
*ご利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じた場合
*ご利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
*お客様およびご家族の側から事業者の職員に対し、下記の各種ハラスメント行為があった場合。
① 身体的暴力　身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避したため危害を免れたケースを含む。）職員の体をたたくなどのほかに、唾を吐く、ものを投げつけるなど暴力に類する威圧的行為など。
② 精神的暴力　個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。例：大声を出す、威圧的に文句を言い続ける、「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する、土下座など過度な謝罪を要求するなど。
③ セクシャルハラスメント　意にそわない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為。例：職員の体をさわる、ヌード写真を見せる、卑猥な言動をするなど。
*事業者は利用者又はその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難しいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することが出来ます。
*事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して１か月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することが出来ます。

＊当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。
*ご利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から５年間保管すると共に、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、又はその複写物を交付します。
（複写物交付時には実費を徴収致します）
*ご利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その家族から申し出があった場合には、利用者に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
*事業者、介護支援専門員又は従業者又は居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者およびその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
*ご利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。
*当事業所はサービスの第三者評価を受けておりません。年に１回程度利用者・家族へのアンケートなどの方法で内容の評価・改善に努めています。

７．サービス内容に関する苦情

（１）当事業所の相談・苦情窓口

各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。

（２）その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

名古屋市介護保険課 苦情処理窓口	電話番号　０５２－９５９－３０８７ 受付時間　土日祝を除く午前9時～午後5時
国民健康保険団体 連合会	電話番号　０５２-９７１-４１６５ 受付時間　土日祝を除く午前9時～午後5時

８．高齢者虐待防止について

＊事業者は利用者等の人権の擁護　虐待の防止等の為に次に揚げる通り必要な措置を講じます。

⑴ 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

⑵ 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

⑶ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

９．秘密保持と個人情報の保護について

事業者及び事業者の使用するものはサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で用いません。

１０．身体拘束等の適正化について

利用者または家族、他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等をしない支援を行います。

１１．事故発生時の対応（損害賠償の方法含む）

（１）事故が発生した場合は、利用者に対して応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族等及び関係諸機関に事故発生状況及び今後の対応等について報告します。

（２）事故等により要介護認定に影響する可能性のある場合には市町村（保険者）に事故の概要を報告します。

（３）事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰するべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

（４）事業者は自己の責任に帰するべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

① 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合

② 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合

③ 利用者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

④ 利用者が事業者もしくは、サービス従事者の指示、依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

１２．緊急時の対応について

訪問中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医、または歯科医、家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

附則　この説明書は、令和３年 ８月１日より適用とする。
附則　この説明書は、令和 5 年 3 月 23 日より適用とする。
附則　この説明書は　令和５年１１月１日より適用とする。
附則　この説明書は　令和６年４月１日より適用とする。
附則　この説明書は　令和６年１０月１日より適用とする。
附則　この説明書は　令和７年４月１日より適用とする。
附則　この説明書は　令和７年８月１日より適用とする。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して本書面に基づき重要な事項を、説明しました。

事　業　者　　住所：名古屋市中村区沖田町 140 番地

名称：　株式会社 IXAS

担当事業所　　住所：名古屋市千種区今池 5 丁目 5-18　野田ハイツ 406

名称：　居宅介護支援事業所　りぽっけ　　印

説明者　　印

私は、本書面により、担当事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

ご利用者様　　住所

氏名　　印

ご家族（代理人）　住所

氏名　　印